

台風時等における児童の登下校と授業の実施について（改訂版）

気象庁は平成25年8月30日から、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、「**特別警報**」を発表することとなりました。「**特別警報**」は、これまでにない危機が迫っていることを知らせるものであり、これが発表された場合には、ただちに身を守る行動をとる必要があります。

この発表を受け、4月12日付けで配布しました「台風時における児童の登下校と授業の実施について」を、下記の内容に改訂いたしますので貼り替えをお願いします。台風等非常災害に備え、児童の安全を確保し、非常時の混乱を避けるため、下記の事項につきましてご確認をいただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、学校より電話等での連絡はいたしかねますので、ラジオ・テレビ及び電話案内（177番）等による気象情報に十分ご注意ください。

また、始業後に帰宅させる場合もありますので、留守になる場合の手立てもお考えおきくださるようお願い申し上げます。

記

1. 始業前（児童が登校する以前）に三重県「北中部」または「伊賀」、または「名張市」に「特別警報」または「暴風警報」が発表されている場合
 - (1) 児童は登校させないで、解除されるまで家で待機させてください。
 - (2) 警報が午前11時までに解除されない場合は、その日の授業は中止しますので、登校させないでください。
 - (3) 警報が午前11時までに解除された場合は、**解除後2時間程度**の余裕をもって授業を始めますので、誘い合って**分団で登校**させてください。（給食は、原則として行います。）
ただし、警報が解除されても、道路・橋等がこわれたり、浸水等により登校に危険が予想される場合は登校させないで、その旨学校へ連絡してください。
バス通学の児童については、バスが運行されていない場合は、登校させないでください。
2. 始業後（児童が登校後）に三重県「北中部」または「伊賀」、または「名張市」に「特別警報」または「暴風警報」が発表された場合
 - (1) 原則として、授業を中止して速やかに児童を帰宅させます。
 - (2) ただし、台風の状況・地域の道路・橋・浸水等の状況等を判断して、安全に帰宅させることが困難と思われる場合は、学校または最も安全と思われる場所で待機させます。
 - (3) **「特別警報」発表時は、「特別警報」が解除され戸外の通行の危険がなくなるまで学校に待機させ、安全確保に努める。**
3. 「大雨警報」「洪水警報」が三重県「北中部」または「伊賀」、または「名張市」に発令された場合
 - (1) 原則として授業は実施しますので、平常どおり登校させてください。
 - (2) ただし局地的に相当量の降雨があり、通学路が危険な状況にあつて登校が困難と認められるときは、家で待機させ、その旨学校へ連絡してください。
4. 「大雪警報」が三重県「北中部」または「伊賀」、または「名張市」に発令された場合
 - (1) 大雨警報、洪水警報が発令されている場合に準じてください。
5. その他
○雷がなっている場合
 - (1) 登校時、雷がなっている時は、雷が遠のくまで自宅で待機し、その後登校させて下さい。
 - (2) 児童が在校中に雷がなっている時は、学校長の判断で雷が遠のくまで学校待機し、下校を遅らせることもあります。

※ 緊急に連絡を必要とする場合は、学校配信メールと地区連絡網を使用します。未登録の保護者様は早急に登録を済ませて下さい。なお学校へ電話をするのはおひかえください。